

## 仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 9 月 7 日

仙北市国家戦略特別区域会議

### 1 国家戦略特別区域の名称

「仙北市 地方創生・近未来特区」

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：国有林野活用促進事業

内容：国有林野の管理経営に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 2 に規定する国有林野活用促進事業)

仙北市内において、以下の事業者が田沢湖周辺地区の 10ha の国有林野を活用し、森林空間を高度利用した生産方式（併せ行う放牧を含む）を導入し、森林の新たな価値を創造するとともに、食産業の振興等を図る。

① 有限会社グランビア（東京都及び秋田県仙北市）[栽培作物：ハーブや果樹等] 【平成 28 年 4 月より実施】

#### (2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第 18 条に規定する農業法人経営多角化等促進事業)

仙北市内において、以下の事業者が農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、高機能農作物の生産・加工を行う。

① 株式会社メディカルファーム仙北（秋田県仙北市）[営農作物：ハーブ] 【平成 27 年 9 月を目途に設立】

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、多様な担い手が農業・林業に参入し、効率的・先進的な生産に取り組むとともに、素材を活用した 6 次産業化の推進を通じ、仙北市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。